

## 令和7年度税制改正大綱 -主な改正項目-

2024年12月20日、自民党・公明党から『令和7年度税制改正大綱』(以下「税制改正大綱」)が公表されました。この税制改正大綱では、「令和7年度税制改正の基本的な考え方」として、「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」の構築を基本として、「税制のあり方を不断に見直す」としています。

そこで本稿では、この税制改正大綱にあげられた項目から「物価上昇時の税負担及び就業調整への対応(103万円の壁対応)」と「新リース会計基準導入に伴う税制の対応」を取り上げ、それらについて解説します。

### 1. 物価上昇時の税負担及び就業調整への対応(103万円の壁対応)

物価上昇に伴う税負担の調整の観点から、下記の課題解消を目的として、所得税の基礎控除等の見直しを行うとともに、就業調整対策として大学生年代の子等について新しい控除(特定親族特別控除(仮称))が創設され、その他の各種控除額の調整が行われます。

#### 【基礎控除拡大】

基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がありました。

#### 【給与所得控除の拡大】

給与所得控除は、賃金が上昇すると増加しますが、給与収入がその最低保障額(55万円)の適用される水準の場合、控除額が変わらないため、実質的な税負担が増加するという課題がありました。

#### 【特定親族特別控除(仮称)の創設】

人手不足の状況においては、特に大学生アルバイトの就業調整について、親等の扶養控除の影響が一因となっているという指摘がありました。

#### 【その他改正項目】

項目	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
給与所得控除	-	最低保障額 55万円	-	最低保障額 <b>65万円</b>
基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下	48万円	本人の合計所得金額 <b>2,350</b> 万円以下	<b>58</b> 万円
	本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下	32万円	本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下	48万円
	本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下	16万円	本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下	32万円
	本人の合計所得金額2,500万円超	0円	本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下	16万円
	本人の合計所得金額2,500万円超	0円	本人の合計所得金額2,500万円超	0円
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 48万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 <b>58</b> 万円以下	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額 48万円超133万円以下	1万円～38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額 <b>58</b> 万円超～133万円以下	1万円～38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	38万円～63万円	扶養親族の合計所得金額要件 <b>58</b> 万円以下	38万円～63万円
<b>特定親族特別控除(仮称)</b>			一定の親族(※)の合計所得金額 <b>58</b> 万円超～ <b>123</b> 万円以下	<b>3</b> 万円～ <b>63</b> 万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 <b>58</b> 万円以下	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 <b>58</b> 万円以下	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 48万円以下	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 <b>58</b> 万円以下	35万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 75万円以下	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 <b>85</b> 万円以下	27万円
家内労働者等の特例	-	最低保障額 55万円	-	最低保障額 <b>65</b> 万円

(※)一定の親族とは、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

2. 新リース会計基準導入に伴う税制の対応

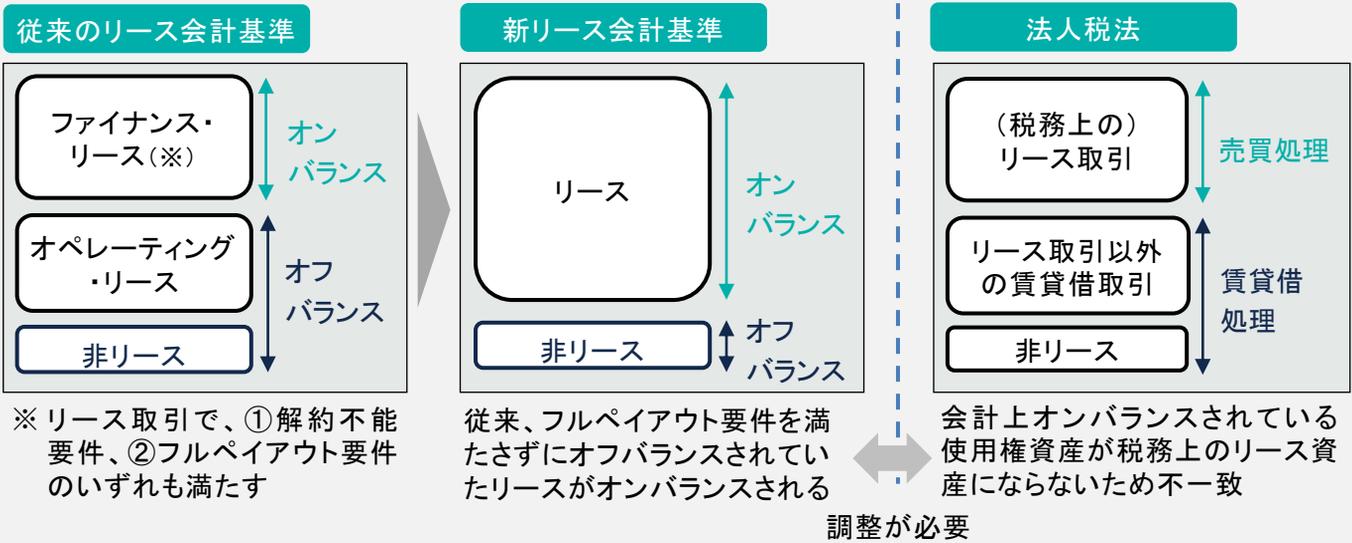
2024(令和6)年9月13日、企業会計基準委員会は、我が国のリース会計基準を国際的に整合性のあるものとする観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準ずる会計処理の廃止などを主な改正点とする、「リース取引に関する会計基準」(以下、「新リース会計基準」)を公表しました。

一方、税制改正大綱で示された内容を見ると、リース取引とリース以外の賃貸借取引の税務上の取り扱いに従来と大きな変更がなかったことから、税法と会計との間に乖離が生じることとなりました。

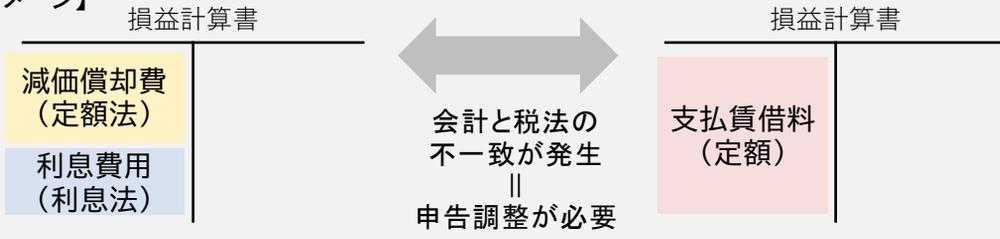
そのため、新リース会計基準を適用する場合には、会計処理と税法上の処理との不一致について、税務申告書で調整を行う必要があります。

【ポイント】

- 新リース会計基準では、従来からの基準を採用するオペレーティング・リース取引についても、「使用権資産」と「リース負債」が計上されることとなります。
- 「使用権資産」は、減価償却費により費用配分し、「リース負債」は、その負債に係る利息相当額を原則として利息法により配分することとなります。
- 他方、法人税法上は、オペレーティング・リース取引については従前の通り「賃貸借処理」によることから、申告調整が必要です。



【申告調整のイメージ】



3. 税制改正スケジュール

今後は、税制改正大綱をベースに、国会において、改正法案の内容についての議論が行われます。例年と同様であれば、改正法案の審議の後、今年度末までに可決成立の上、2025年4月からその改正法が施行されることとなります。なお、法案成立までの過程で細かな修正が入る可能性もあるため、最終的には施行された改正法の確認が必要です。

(本資料の著作権はすべて税理士法人山田&パートナーズに帰属します。)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性について保証をするものではありません。また、発行日現在の法令・関係規則等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引の勧誘を目的としたものではありません。